

## おらほの



## 教室

## 国民健康保険税の納付方法

納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書での納付または口座振替での納付）があります。

## 特別徴収

（年金からの天引き）

| 仮徴収 |    |    | 本徴収 |     |    |
|-----|----|----|-----|-----|----|
| 4月  | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 1期  | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期 |

仮徴収：平成29年2月に年金から天引きされた額と同額を年金から天引きします。

本徴収：確定した平成29年度の年税額から仮徴収分を差し引き、3回に分けた額を年金から天引きします。

## 【特別徴収の対象となる人】

次の要件をすべて満たす人は、原則として国保税が年金からの天引きとなります。

- 世帯主を含む国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- 特別徴収対象の年金受給額が年額18万円以上
- 世帯主の納付する国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下

## 普通徴収

（納付書での納付または口座振替）

| 暫定賦課 |    |    | 本算定賦課 |    |    |     |     |     |    |    |    |  |
|------|----|----|-------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--|
| 4月   | 5月 | 6月 | 7月    | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |  |
| 1期   | 一  | 一  | 2期    | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 一  |  |

暫定賦課：平成29年度の所得が確定するまで平成28年度の年税額をもとに計算されます。

本算定賦課：確定した平成29年度の年税額から暫定賦課分を差し引き、8回に分けた額を納めます。

## 【納稅は口座振替が便利です。】

普通徴収の人が口座振替を利用すると、納期月の25日に、指定口座からの自動引き落しにより納税されます。

口座振替を希望する人は、納稅通知書、預金通帳と通帳の届出印を持って、預金通帳の金融機関で申し込みください。

## 年度途中の国民健康保険加入・喪失

国保資格の取得・喪失（国保資格異動）があった場合は、国保資格異動があった日から14日以内に町に届け出をしてください。

国保資格異動があった場合は、その年度内の国保加入月数に応じて、年税額を月割で計算します。

この場合の各納期の税額は、「月割計算した年税額」を、「国保資格異動の届け出があった翌月（4月～6月の届け出の場合は、7月）以降の納期の数」で除した額になります。

したがって、加入の届け出が遅れるほど1期当たりの税額が高額になり、喪失の届け出が遅れると国保税が本来よりも高いままになります。

※ 月割計算の性質上「国保に加入している月」と「国保税の納期」とは必ずしも一致しませんので、注意してください。

④ 町民税務課税務係 ☎46-1372

## 7月14日に

## 国民健康保険税の納稅通知書を発送します



納付書で納める人は、納稅通知書と合わせて、1年分（2期～9期）の納付書が送付されます。大切に保管し、納期内に忘れないで納めましょう！

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険（国保）の事業に充てる財源とするため、国保加入世帯に対して課されます。

## 国民健康保険税の納稅義務者

国保税の納稅義務者は、世帯主です。世帯主が社会保険など、他の医療保険に加入している場合でも、その世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合には、世帯主が納稅義務者になります。

## 国民健康保険税の計算方法

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計額となります。

| 種別    | 計算の基礎                | 税率など     |           |          |
|-------|----------------------|----------|-----------|----------|
|       |                      | 医療分      | 後期高齢者支援金分 | ※介護分     |
| 所得割   | {今年度の総所得金額-33万円}×税率  | 7.5%     | 2.3%      | 2.2%     |
| 資産割   | 今年度の固定資産税額（土地・家屋）×税率 | 32.0%    | 9.0%      | —        |
| 均等割   | 加入者1人につき             | 22,000円  | 6,000円    | 13,000円  |
| 平等割   | 1世帯につき               | 28,000円  | 8,000円    | —        |
| 課税限度額 | 1世帯の最高限度額《89万円》      | 540,000円 | 190,000円  | 160,000円 |

※ 介護分は、40～64歳の人のみ加算されます。

## 所得に応じた軽減

所得の低い世帯の負担を少なくするため、次の基準に該当する場合、国保税の均等割と平等割が軽減割合に応じて減額されます。

| 軽減割合 | 軽減判定基準                                |
|------|---------------------------------------|
| 7割   | 前年中の総所得金額などが33万円以下の場合                 |
| 5割   | 前年中の総所得金額などが33万円+(27万円×国保加入者の人数)以下の場合 |
| 2割   | 前年中の総所得金額などが33万円+(49万円×国保加入者の人数)以下の場合 |

※ 前年中の総所得金額などが、世帯主と国保加入者の合計額です。住民税の申告をしていないと軽減が受けられないので、忘れないで申告してください。